

京都市告示第 235 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 6 月 3 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員	備 考	
烏丸通	南区東九条南烏丸町35番地の6地先から	旧	A	メートル 158.20	3.96 ~メートル 5.75	A 及び B は、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
			B	158.20	22.00 ~ 22.04	
	新		158.20	29.86 ~ 32.58		
上鳥羽経51号線	南区西九条柳ノ内町36番地地先から	旧		774.10	17.00 ~ 21.00	
	同区上鳥羽北塔ノ本町34番地地先まで	新		774.10	16.20 ~ 20.86	
南第二経6号線	南区西九条柳ノ内町36番地地先から	旧		28.10	18.50 ~ 20.00	
	同区西九条森本町68番地の1地先まで	新		28.10	18.39 ~ 20.30	

洛南経16号線	南区西九条仏現寺町23番地地先から	旧	8.40	5.80	
	同区上鳥羽尻切町26番地地先まで	新	12.80	6.00	
	南区上鳥羽尻切町28番地地先から	旧	13.50	11.50	
	同町27番地地先まで	新	13.50	11.00 ~ 11.02	
洛南緯3号線	南区上鳥羽尻切町5番地の2地先から	旧	48.80	5.95 ~ 8.45	
	同町2番地の7地先まで	新	48.80	10.00 ~ 12.81	
洛南自歩1号線	南区西九条仏現寺町23番地地先内	旧	13.50	4.00	
		新	13.70	4.01	
伏見経19号線	伏見区南新地59番地の1地先から	旧	53.30	8.65 ~ 9.00	
	同町4番地の67地先まで	新	53.30	8.95 ~ 9.15	
向島緯65号線	伏見区葭島矢倉町55番地の4地先から	旧	15.60	6.50 ~ 7.40	
	同町55番地の2地先まで	新	15.60	10.99 ~ 11.85	

(建設局道路部道路明示課)